

Daiichi-TV ファーマーズ倶楽部規約

第1条（目的）

この規約は、遊休農地や耕作放棄地解消の一方策でもある農業体験農園の利用者の育成、さらには農業への理解を深め静岡県農業の支援者として将来活動できる人材の育成を図ることを目的として実施する「Daiichi-TV ファーマーズ倶楽部」（以下、「倶楽部」という。）の研修および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業主体）

この研修は、株式会社静岡第一テレビ（以下、「主催者」という。）が実施する。

第3条（協賛）

この研修は、JA静岡市、JA静岡中央会、JAバンク静岡、JA静岡経済連、JA共済連静岡県本部が協賛し、倶楽部の活動を支援する。

第4条（事業内容）

主催者は次の事業を行う。

- （1）研修計画の策定および実施に関すること。
- （2）受講生の募集に関すること。
- （3）受講生および関係機関との連携に関すること。
- （4）その他研修の円滑な推進に関すること。

第5条（研修農場）

研修農場は、受講生全員で作業を行う「研修区画」と、受講生がグループに分かれて研修成果を試すために自習を行う「自習区画」に分ける。

受講生は、定められたカリキュラムにしたがって研修農場を使用するものとする。また、利用区画、研修で栽培する作物、使用する肥料、農薬等については、主催者が研修農場の管理運営を委託した者（以下、「倶楽部事務局」という。）が指定するものとする。

第6条（研修期間）

研修期間は、開講日から、その翌年3月の修了式までとする。ただし、主催者が指示する場合はこの限りでない。

第7条（研修に係わる経費）

受講生は、研修に係わる資料代や講師料、共同購入する資材、利用する研修農場の管理費等の一部を「年会費」として、倶楽部事務局が定める規定により納めるものとする。

研修農場以外での農作業支援体験や、農業先進地の視察等を行う場合には、別途、参加料を徴収することがある。

第8条（研修農場利用条件）

受講生は、研修農場において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- （1）隣接する畑や研修農場内の他の区画に迷惑となる栽培方法を行うこと。
- （2）建物および工作物を設置すること。
- （3）自習区画において営利を目的として作物を栽培すること。
- （4）実習にあたって、近隣の農家の営農に迷惑を及ぼしたり、地域住民との融和を乱したりする行為を行うこと。
- （5）正当な理由なく耕作せず、指定された自習区画を荒廃させること。
- （6）その他、研修の運営目的に反すること。

第9条（研修の中止）

主催者は、次の事項に該当するときは、該当者の研修を中止するものとする。

- （1）受講生から中止の申し出を受けたとき。
- （2）受講生が第8条の規定に掲げる行為をしたとき。
- （3）受講生が主催者の指示に従わないとき、あるいは受講生としてふさわしくない行為をしたとき。
- （4）主催者において特別な事情が生じたとき。

第10条（自習区画の返還）

受講生は、第6条の規定により研修期間が終了したときは、速やかに利用した自習区画を現状に復し、主催者に返還するものとする。

第11条（立ち退き料および代替用地の不請求）

受講生は、第6条の規定により研修期間が終了したとき、または第9条の規定により研修が中止されたときは、立ち退き料および代替用地の請求は一切できないものとする。

第12条（損害補償）

主催者は、第6条の規定による研修期間の終了、または第9条の規定による研修の中止、ならびに研修期間中の天災、病虫害、盗難、その他の原因によって生じた農作物や農機具等の損害または事故に対して、その責任を負わないものとする。

受講生は自己の責に帰すべき事由により研修農場の施設等を毀損、撤去したときは、その損害を賠償するものとする。

第13条（研修期間中の事故等）

研修期間中のけが、病気、事故、盗難については自己責任とし、主催者はその責任を負わないものとする。ただし、受講生が加入する傷害保険の適用範囲内および補償限度内で補償する。

第14条（研修農場の環境整備等）

受講生は、次のことを遵守するものとする。

- （1）農作物の残さの処理については、主催者および倶楽部事務局の指示に従うこと。

- (2) 受講生は、自習区画や施設等について、清掃および整理整頓を行うほか、除草やごみの持ち帰り等、他の受講生と協力して研修農場内の環境整備、保全に努めること。
- (3) 研修農場では、他の受講生との友好関係の維持に努めること。

第15条（修了証の交付）

以下の基準を満たす受講生に対し、修了証を交付する。

- (1) 倶楽部研修カリキュラムに、原則として7割以上出席し、受講態度が良好であった者。
- (2) 自習区画を適正に管理し、自ら耕作できる技術を習得したと認められる者。

第16条（撮影について）

受講生は、原則として、主催者が活動の様子を撮影してテレビで放送したり、インターネットのホームページやソーシャル・ネットワーク・サービス等に掲載すること、および主催者が作成する広報用印刷物や報告書等に使用することを了承するものとする。

第17条（個人情報の保護について）

主催者は個人情報の漏洩、滅失、破棄損等の防止のために、法令、ガイドラインおよび内部規則に従い、適切な安全管理策を施し、保有する個人情報の保護に努めるものとする。

第18条（その他の事項）

この規約に定めのない事項については、必要に応じて倶楽部事務局が協議し解決するものとする。

この規約は、平成27年1月1日から施行する。

平成28年2月1日 一部改訂

平成29年2月1日 一部改訂